

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための常葉大学・短大部における行動指針 —3密を避け、新しい生活様式に従う—

適用日：10月7日からレベル【2-1】です

(令和2年6月19日制定/令和2年9月1日一部改定/令和2年12月10日一部改定/令和3年1月20日一部改定/令和3年9月24日一部改定/
令和3年12月1日一部改定/令和4年5月1日一部改定/令和4年6月20日一部改定/令和4年10月7日一部改定/令和5年2月10日一部改定)

■常葉大学・短大部におけるレベルの目安：レベルは、国や県の方針、学内の感染者状況を総合的に判断して決定し、変更時に本学のHPにてお知らせいたします。

レベル	入 構	授業・学生指導	各種会議	学内外イベント・学生の 正課外活動クラブ・サー クル、学生有志の活動	各種施設の使用	出張・移動	外国出張・大学が主催 する学生の海外研修	教職員の勤務 (特に記してないものは教職員共 通)
【0】 通常	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり
【1】 感染休止期 県内で新規感染者の発 生が1カ月程度認めら れない	◆感染防止に配慮し通常どおり ◆教員：感染防止に配慮したうえで 通常どおり ◆事業者・学外者：感染防止に配慮 したうえで通常どおり	◆感染防止に配 慮し通常ど おり	◆感染防止に配慮 し通常ど おり	◆感染防止に配慮し 通常ど おり ◆試合・演奏会・合宿 等は学生部へ届け 出て実施可	◆感染防止に 配慮し通常 ど おり	◆感染防止対策 に配慮したう えで可	◆外務省の定める 「 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について 」に基づく	◆感染防止に配慮し、通常勤務 ◆事務職員：感染防止に配慮し、 通常勤務
【2-1】 感染限定期 ◆県内で新規感染者 があり、基本的な感 染防止対策が必要	◆学生：感染防止に一層配慮したう えで通常ど おり ◆教員：感染防止に一層配慮したう えで通常ど おり ◆事業者：感染防止に一層配慮した うえで通常ど おり ◆学外者：感染防止に一層配慮した うえで可。	◆感染防止に一 層配慮したう えで対面授業 および学生指 導可 ◆遠隔授業も併 用	◆感染防止に一層 配慮したうえ で通常ど おり ◆遠隔あるいはメ ール会議も併用。	◆感染防止に一層配 慮したうえで可 ◆合宿は原則中止又 は延期 ◆公式試合や学外活 動を行う場合は学 生課へ申請して許 可を得る	◆感染防止に一 層配慮した うえで可 ◆3密回避の ために一部 制限あり	◆感染防止に一 層配慮した うえで可		◆感染防止に一層配慮したうえ で通常勤務
【2-2】 感染拡大期（前期） ◆県内で新規感染者 増加傾向 ◆感染リスクの高い 行動の回避が求めら れている	◆学生：感染防止を強化したうえで 通常ど おり ◆教員：感染防止を強化したうえで 通常ど おり ◆事業者：感染防止を強化したうえ で通常ど おり。 ◆学外者：感染防止を強化したうえ で可。	◆感染防止を強 化したうえで 対面授業およ び学生指導可 ◆遠隔授業も併 用	◆感染防止を強化 したうえで対 面会議も可 ◆遠隔あるいはメ ール会議も併用。	◆感染防止を強化し たうえで可 ◆合宿は原則中止又 は延期 ◆公式試合や学外活 動を行う場合は各 キャンパス学生課 へ申請して許可を 得る	◆感染防止に一 層配慮した うえで可 ◆3密回避の ために一部 制限あり ◆学外：貸し出 し一部制限 あり	◆感染防止を強 化したうえで 可 ◆緊急事態宣言 地区への不要 不急の往来は 自粛 ◆上記以外の地 域への往来は 国及び県の要 請に従う		◆感染防止対策を強化したうえ で通常勤務
【3】 感染拡大期（後期） ◆県内及び近隣の都 県で新規感染者が増 加傾向 ◆まん延防止等措置 地区および緊急事態 宣言地区への移動に 関する不要不急の外 出自粛などの行動制 限が出されている ◆一部地域でまん延 防止等措置や緊急事 態宣言発令中	◆学生：感染防止を最大限強化した うえで入構可 ◆教員：感染防止を最大限強化した うえで入構可 ◆事業者：不要不急でない場合を除 いて不可。 ◆学外者：不要不急でない場合を除 いて不可。緊急事態宣言地区からの 入構は不可	◆感染防止を最 大限強化した うえ対面授業 可 ◆遠隔授業も 併用 ◆対面での学生 指導は学内外 とも自粛	◆遠隔あるいはメ ール会議を推奨 ◆対面会議は必要 不可欠な場合の み感染防止に最 大限配慮したう えで短時間で可	◆感染防止に最大限 配慮したうえで必 要最小限の学内 での活動可 ◆合宿は中止又は延 期 ◆公式試合や学外活 動を行う場合は各 連盟・協会等の方 針に合わせる。各 キャンパス学生課 へ相談	◆学内：予約制 とし人数・時 間を制限 ◆学外：貸し出 し原則不可	◆感染防止対策 に最大限配慮 したうえで可 ◆まん延防止等 措置地区への 不要不急の往 来は自粛 ◆緊急事態宣言 地区への不要 不急の往来は 原則不可 ◆上記以外の地 域への往来は 国及び県の要 請に従う		◆教育職員：在宅勤務を推奨 ◆事務職員：時差出勤やローテー ション勤務を併用。出勤する 場合も可能な限り自家用車等 による通勤推奨。
【4】 感染蔓延期 ◆全国的に新規感染 者が急増傾向 ◆他県への不要不急 の移動自粛の要請が なされている ◆県内に緊急事態宣 言発令中	◆学生：対面授業など大学が認めた 活動以外は原則不可 ◆教員：授業及び大学が要請する業 務以外の要件で入構が必要な場 合は副学長へ届けて入構可 ◆事業者：原則不可。ただし、大学 運営上不可欠な場合を除く ◆学外者：不可	◆対面授業は必 要性が認めら れる科目のみ とし、それ以 外の科目は遠 隔授業とする ◆対面での学生 指導は学内外 とも原則禁止	◆遠隔あるいはメ ール会議を原則 とする ◆対面会議は必要 不可欠な場合の み感染防止に最 大限配慮したう えで短時間で可	◆対面での活動は原 則不可 ◆強化クラブ等一部 の課外活動のみ、 連盟・協会等が主 催する試合など で参加が避けられ ない場合は各キャン パス学生課へ相談	◆学内：原則不 可。ただし大学 運営上不可欠 な場合を除く。 ◆学外：貸し出 し不可	◆他県への不要 不急の往来は原 則として不可		◆教育職員：在宅勤務とし、授業 及び大学が要請する業務以外 の要件で入構が必要な場合は 副学長へ届けて学内勤務可 ◆休暇取得推奨 ◆事務職員：時差出勤やローテー ション勤務の徹底 ◆出勤する場合も可能な限り自 家用車等による通勤推奨 ◆在宅勤務や休暇取得を推奨 ◆休暇・在宅勤務・時差出勤等を 組合せ、出勤者を5割から7 割減らす
【5】 感染過大量延期 ◆新規感染者の発生 が深刻な状況で、国 や県から大学への休 業要請がなされてい る。	◆学生：不可 ◆教員：副学長から許可を得た場合 のみ可（生物の世話、サーバー保 持など、大学機能の維持に不可欠 な業務に限る） ◆事業者：不可。ただし、大学運営 上不可欠な場合を除く ◆学外者：不可	◆対面授業は不 可。遠隔授業 とする ◆対面での学生 指導は学内外 とも禁止	◆対面会議は不可。 遠隔あるいはメ ール会議とする （対策本部の会 議も原則として 遠隔あるいはメ ール会議とする）	◆対面での活動全面 不可	◆不可	◆不可		◆在宅勤務等で入構禁止措置 ◆安全確保・研究継続に必要な資 産等（生物・精密機器等）維持 のための最低限の出勤のみ、副 学長から許可を得たうえで短 時間の学内勤務可

■学内でクラスターが発生した場合、レベル5を除き、各キャンパス対策本部で対応を検討し、全学対策本部に報告する。最終判断は全学対策本部とする。

*入試及び学生募集に係る重要な業務については、学長に相談。

*本指針は令和5年2月10日現在のものであり、今後の国や県の方針、また本学を取り巻く状況に応じて変更する場合がある。